ほぼ週刊コラム　Partnership論　その２３２

**legitimate defense（正当防衛）**

20170730 rev.1 齋藤旬

 **The publicとpublicの使い分けの好例として**legitimate defense（正当防衛）を取り上げる。頻繁に改訂されるカトリック教義（カテキズム）の最新版から、legitimate defense（正当防衛）の説明文(英文)を取り上げ、用語がハッキリと使い分けられていることを示す。また、日本語の説明ではthe publicとpublicの使い分けができていないことを示す。

**2265 Legitimate defense** can be not only a right but a grave duty for one who is responsible for the lives of others. The defense of the common good requires that an unjust aggressor be rendered unable to cause harm. For this reason, those who legitimately hold authority also have the right to use arms to repel aggressors against the civil community entrusted to their responsibility.

出典：<http://www.vatican.va/archive/ccc_css/archive/catechism/p3s2c2a5.htm>

**2265 正当防衛**は単に権利であるばかりではなく、他人の生命に責任を持つ者にとっては重大な義務となります。共通善を防衛するには、不正な侵犯者の有害行為を封じる必要があります。合法的な権威を持つ者には、その責任上、自分の責任下にある市民共同体を侵犯者から守るためには武力さえも行使する権利があります。

（日本のカトリック中央協議会による和訳）

**比較：**

・正当：legitimate 、correctやrightでなく*lex*（ラテン語で法律）が語源であるlegitimate

・権利：right、カトリック教義でのrightなのだからuniversal rightでなくdivine right

・義務：duty、神から与えられるobligationでなく法律で定められるduty

・不正：unjust、evilやwrongでなく人間地上世界における不適合を表すunjust

・合法的な権威者：those who legitimately hold authority、ここでも（天において正しい）correctやrightでなく*lex*（ラテン語で法律）が語源であるlegitimate（法律的に正しい）が使われる。

**解説：**

1. 正当防衛が権利（right）および義務（duty）になるのは、justice（正義）やwelfare（福祉）を防衛する場合でなく共通善（the common good）を防衛する場合。
共通善：　2009年のVatican国際神学諮問会議の文書：*In Search of a Universal Ethic: A New Look at the Natural Law*「普遍的倫理探求：自然法の新たな見方」では、「共通善とはthe human personがそれぞれfulfillmentするための"social conditions"（複数形であることに注意したい）であり、human life（人間生活）のthe end of goal（最終目標）である」とし、この二つの感覚表象（*data*）を"two levels" of the common good　と言い表している。
2. 政教分離（separation of politics and religion）の考え方では、国家は宗教に対して口を挟まないし、宗教は国家に対して口を挟まない。だがキリスト教は国家のことに対して口を挟む。こうなったのは1891年のthe first Christian Social Congress以来のこと。この年にカトリックからは回勅*Rerum Novarum*（新しきことがら）が、プロテスタントからは後のオランダ首相[アブラハム・カイパー](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%A9%E3%83%8F%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%82%AB%E3%82%A4%E3%83%91%E3%83%BC)による"The Social Question and the Christian Religion"が発表され、キリスト教社会思想（Christian Social Thought）が誕生し、キリスト教が国家政治に対し積極的に口を挟むようになった。後のキリスト教民主主義（Christian Democracy）の考え方に繫がっていった。[このことを扱った書籍](https://www.amazon.com/Makers-Modern-Christian-Social-Thought/dp/1942503458/ref%3Dsr_1_6?ie=UTF8&qid=1501217989&sr=8-6&keywords=christian+social+thought)が昨秋出版されたので購入した。右上に掲示。1，2ヶ月で届くはず。届き次第、本コラムで取り上げる予定。それはともかく、この「正当防衛」に関する規定は「キリスト教が国家のことに口を挟む」の具体例だと思う。
3. ただし、英語で表記すると正当防衛の考え方は「キリスト教が国家のことに口を挟む」の具体例だと分かるが、日本語で表記するとそれが分からない。日本語には社会に関する用語が、国家としての社会を表現するための用語の一通りしかないからだろう。即ち、宗教的共同体としての社会を表現するための別系統の用語が日本語には無い。
4. なお、collective self defense（集団的自衛）についても1991年のカトリック回勅*Centesimus Annus*（百周年）にカトリックからの考え方が提示された。[コラム１４６](http://llc-research.jp/~archives/Column%20hobo-shuukan/2015/20150619%20W146%20who%20selfdefends%20what/20150619%20W146%20who%20selfdefends%20what%20rev2.doc)**collective self defenseとは、そもそも「誰」が「何」を自衛することなのか？**[コラム１４７](http://llc-research.jp/~archives/Column%20hobo-shuukan/2015/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation%20rev5.doc)**ニッポンは、憲法九条で明確に、nationとしてもstateとしても戦争放棄したのだから、nationまたはstateとしてcollective self defenseすることは出来ないはずだ。**これら等に説明を載せてあるので、興味のある方はお読み頂きたい。

今週は以上。来週も請うご期待。